



## 工業用硬化油・脂肪酸

JIS K 3331 : 2009

(JSDA/JSA)

平成 21 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	川瀬 晃	エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社
(委員)	村重正行	日本プラスチック工業連盟
	小森享一	社団法人日本分析機器工業会（株式会社島津製作所）
	嶋田圭吾	米山薬品工業株式会社
	角田欣一	群馬大学
	高津章子	独立行政法人産業技術総合研究所
	中村洋	東京理科大学
	西川輝彦	石油連盟
	西本右子	神奈川大学
	林田昭司	社団法人日本化学工業協会（旭硝子株式会社）
	松本保輔	財團法人化学物質評価研究機構
(専門委員)	村井陸	財團法人日本規格協会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 32.7.20 改正：平成 21.3.20

官報公示：平成 21.3.23

原案作成者：日本石鹼洗剤工業会

（〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-13-11 油脂工業会館内 TEL 03-3271-4301）

財團法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会（委員会長 川瀬 晃）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 種類</b>	2
<b>5 品質</b>	3
<b>6 試料採取方法</b>	4
<b>6.1 ロット</b>	4
<b>6.2 ロットの識別</b>	4
<b>6.3 製品容器の種類</b>	4
<b>6.4 代表試料の採取及び調製</b>	4
<b>6.5 分析試料</b>	5
<b>6.6 採取器具及び試料容器</b>	5
<b>6.7 試料採取上の注意</b>	5
<b>7 試験方法</b>	6
<b>7.1 一般事項</b>	6
<b>7.2 酸価</b>	6
<b>7.3 中和価</b>	7
<b>7.4 けん化価</b>	8
<b>7.5 よう素価</b>	9
<b>7.6 融点</b>	10
<b>7.7 タイター</b>	11
<b>7.8 色数（ハーゼン）</b>	13
<b>7.9 色数（ガードナー）</b>	13
<b>7.10 純度</b>	15
<b>8 検査</b>	17
<b>9 表示</b>	17
<b>解 説</b>	19

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本石鹼洗剤工業会(JSDA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 3331 : 1995**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

# 工業用硬化油・脂肪酸

Hardened oils and fatty acids for industrial use

## 1 適用範囲

この規格は、動植物油脂から得られる工業用硬化油・脂肪酸について規定する。ただし、化粧品、医薬品、食品添加物及び試薬として用いる硬化油・脂肪酸には、この規格を適用しない。

**警告** この規格に基づいて試験を行う者は、通常の試験室に精通していることを前提とする。この規格は、その使用に関連して起こるすべての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS B 7410** 石油類試験用ガラス製温度計
- JIS B 7411** 一般用ガラス製棒状温度計
- JIS K 0050** 化学分析方法通則
- JIS K 0114** ガスクロマトグラフ分析通則
- JIS K 0211** 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0512** 水素
- JIS K 1105** アルゴン
- JIS K 1107** 窒素
- JIS K 2251** 原油及び石油製品－試料採取方法
- JIS K 3211** 界面活性剤用語
- JIS K 8001** 試薬試験方法通則
- JIS K 8101** エタノール (99.5) (試薬)
- JIS K 8102** エタノール (95) (試薬)
- JIS K 8103** ジエチルエーテル (試薬)
- JIS K 8129** 塩化コバルト (II) 六水和物 (試薬)
- JIS K 8142** 塩化鉄 (III) 六水和物 (試薬)
- JIS K 8150** 塩化ナトリウム (試薬)
- JIS K 8153** ヘキサクロロ白金 (IV) 酸六水和物 (試薬)
- JIS K 8163** ヘキサクロロ白金 (IV) 酸カリウム (試薬)
- JIS K 8180** 塩酸 (試薬)